

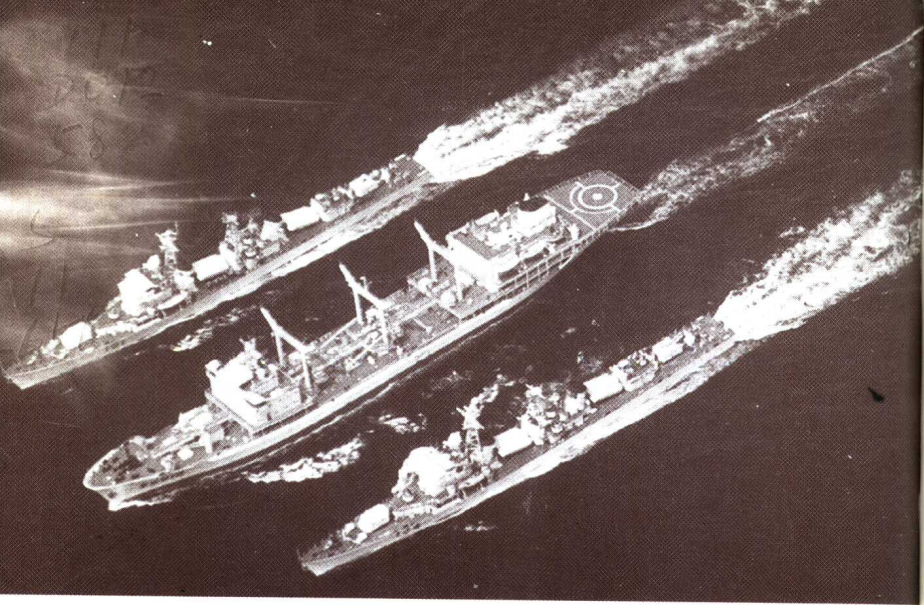


続
中国
の

平松茂雄

海洋戦略

勁草書房



勁草書房

平松茂雄

続中国の 海洋戦略



R1224800

1997年 6月 13日

NB

著者略歴

- 1936年 静岡県に生まれる
1966年 慶応義塾大学大学院法学研究科
(政治学専攻) 博士課程終了
慶応義塾大学法学博士
1967年 防衛庁防衛研究所勤務
第一研究部第三研究室長
現在 杏林大学社会科学部教授
著書 『中国の国防と現代化』(勤草書房)
『中国の国防とソ連・米国』(勤草書房)
『中国 核大国への道』(勤草書房)
『中国人民解放軍』(岩波書店)
『中国と朝鮮戦争』(勤草書房)
『鄧小平の軍事改革』(正・統)(勤草書房)
『甦る中国海軍』(勤草書房)
『中国の海洋戦略』(勤草書房)
『軍事大国化する中国の脅威』(時事通信社)
『中国の核戦力』(勤草書房)

統 中国の海洋戦略

1997年4月15日 第1版第1刷発行

著者 ^{ひら}平 ^{まつ}松 ^{しげ}茂 ^お雄
発行者 八 田 恒 平

発行所 株式会社 ^{けい}勤 ^{そう}草 書 房

112 東京都文京区後楽2-23-15 振替 00150-2-175253
電話(編集) 03-3815-5277 (営業) 03-3814-6861
FAX 03-3814-6854
三協美術印刷・和田製本

©HIRAMATSU Sigeo 1997 Printed in Japan

* 落丁本・乱丁本はお取替いたします。

* 本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ISBN 4-326-35111-X

平松茂雄著	中国の核戦力	四六判	二四〇〇円
平松茂雄著	中国の海洋戦略	四六判	二四〇〇円
平松茂雄著	甦る中国海軍	A5判	三五〇〇円
平松茂雄著	鄧小平の軍事改革(正・続)	四六判	各二二〇〇円
平松茂雄著	中国の国防と現代化	A5判	三〇〇〇円
平松茂雄著	中国の国防とソ連・米国	四六判	二二〇〇円
平松茂雄著	中国核大国への道	A5判	三〇〇〇円
平松茂雄著	中国と朝鮮戦争	四六判	一九〇〇円
今井・田久保編	ポスト冷戦と核	四六判	二八〇〇円
山田辰雄編	歴史のなかの現代中国	A5判	五五〇〇円
今井・尾崎・橋川 ほか編	尾崎秀実著作集(全5巻)	A5判	各三八〇〇円
日本国際問題 研究所中国部会編	中国共産党史資料集(全12巻)	A5判	各五〇〇〇円

*表示価格は一九九七年四月現在。消費税は含まれておりません。

目次

序章 国連海洋法条約の批准と日本の課題	1
一 国連海洋法条約の批准と日本	1
二 一貫している中国の海洋戦略	4
三 東シナ海における中国の活動	7
四 望まれる腰を据えた政治交渉	9
第一部 南シナ海支配を固める中国	13
第一章 中国の西沙諸島・永興島飛行場建設	14
一 西沙諸島・永興島滑走路・新軍港の建設	14
二 西沙諸島―南シナ海支配のカナメ	20
三 「鳥糞の島」から「不沈戦艦」へ	24
1 「鳥糞の島」	
2 「不沈戦艦」となった「地の果ての島」	

四	永興島の開発と発展	29
五	西沙諸島の軍事的価値と南シナ海の開発	34
第二章 台湾の南沙諸島・太平島飛行場建設問題		
一	太平島に関する基礎知識	37
二	積極的な周辺諸国の進出	43
三	台湾の領海法制定と南シナ海小組の誕生	46
1	台湾の領海法	
2	南シナ海小組と南シナ海政策綱領	
四	南シナ海問題研究討論会	50
五	東沙諸島と東沙島	58
第三章 中国のフィリピン海域への進出		
一	ミスチーフ礁とリードバンクの石油資源	63
二	パラワン島海域への進出	67
三	ヴェトナム海域からフィリピン海域へ	70
四	変化する米国?	72
五	中国による支配か、それとも多国間協議か	76

第四章 中国と台湾の南シナ海石油共同開発 80

- 一 注・亭会谈と資源の共同開発 81
- 二 政治交渉の進展 83
- 三 積極的な中台の共同石油開発 86

第二部 東シナ海石油開発と尖閣諸島問題 91

第五章 東シナ海に跳梁する国籍不明船 92

- 一 相次ぐ東シナ海の不審な出来事 93
- 二 国際法からの若干の考察 97
- 三 中国の海上密輸取締り組織 102
- 四 沖縄近海に近づく国籍不明船 106
- 五 進展する中国の東シナ海進出 110

第六章 本格化する中国の東シナ海石油開発 116

- 一 東シナ海大陸棚と石油開発 116
- 1 対外開放された東シナ海中国側石油鉱区 116
- 2 石油の推定埋蔵量 116

3 異なる東シナ海大陸棚の解釈

二 東シナ海石油開発をめぐる日中関係

1 中国の抗議で中断した日台韓共同開発 2 中国が日本に共同開発を提案

3 領有権を棚上げした共同開発 4 渤海湾方式か？

三 選択の幅を狭められた日本

第七章 活発化する中国の東シナ海資源探査

一 日本近海での中国海洋調査船の活動

二 中国石油リグの石油試掘

三 沖縄近海における中国の海洋調査活動

四 日中中間線

五 大洋底掘削計画(ODP)への参加

第八章 尖閣諸島をめぐる国際紛争

一 尖閣諸島・北小島の灯台建設を巡る紛争

二 繰り返される尖閣諸島問題

三 中国の東シナ海戦略

四 日中共同石油開発か？

177 173 165 160 159 156 153 149 144 139 138 135 124

終章 成長する中国の軍事力と尖閣諸島問題 181

- 一 成長する中国の軍事力 181
- 二 繰り返される大規模な軍事演習 183
- 三 崩れつつある尖閣周辺の航空優勢 187
- 四 尖閣問題で曖昧な米国の立場 193
- 五 重要な東シナ海の地政的位置 198

あとがき

参考地図・図表（巻末）

序章 国連海洋法条約の批准と日本の課題

一 国連海洋法条約の批准と日本

一九九六年七月二〇日、日本政府が同年六月二〇日に批准した国連海洋法条約が発効した。この日から、日本は領海一二海里を含めて、領土の周辺二〇〇海里（約三七〇キロメートル）の海域に排他的経済水域を設定した。わが国の陸地国土面積は三八万平方キロメートルで、世界で六一番目であるが、排他的経済水域の面積は四五一万平方キロメートルで、世界で六番目である。陸地国土面積の約一二倍である。

海洋法条約は第五六条で、沿岸国は排他的経済水域における生物資源と非生物資源を探查、開発、保存、管理するための主権的権利を有すると規定しているから、わが国はこの条約の発効により、周辺二〇〇海里の海域における漁業や鉱物資源の優先的利用権を行使できる。そのため条約批准に合わせて、わが国政府は領海法、海上保安庁法、水産資源保護法、海洋汚染および海上災害の防止に關す

る法律、原子炉等規制法および放射線障害防止法その他の関連する法律の一部改正、排他的経済水域および大陸棚法の新しい法律を制定する法的措置をとった。日本民族は農耕民族であり、海洋民族ではないが、この広大な海洋を活用する権利を持っているのであり、活用しなければならぬ。

しかしながら他方でわが国は隣接する中国、韓国、台湾との間に、尖閣諸島・竹島の領有権問題を持って加えて、東シナ海の大陸棚の主権的権利に関して見解の相違があり、さらにこの大陸棚には海底石油資源が埋蔵されているとみられているところから、排他的経済水域の画定は極めて難しく、条約の発効を手放して喜んでいくわけにはいかない。衝突する複数の隣国との間の主権・国家利益をどのように調整し処理するかという重大な課題に、わが国は直面している。

日本政府は一九七七年、北方領土を不法占拠するソ連が二〇〇海里漁業水域を一方的に宣言したことに對抗して、漁業水域暫定措置法を定め、二〇〇海里漁業水域を設定したが、尖閣諸島と竹島に関する中国と韓国との領有権問題を配慮して、東経一三五度線以西の日本海と東シナ海には設定しなかつた。今回日本政府は向かい合う二つの国の間に広がる排他的経済水域は等分で線引きする立場に従って、日中間では尖閣諸島と中国大陸、日韓間では竹島と鬱陵島との間に中間線を初めて引いた。

これに対して韓国政府は九六年六月一日、排他的経済水域を閣議決定し、重複する水域は関係国との協議により画定するとしているが、日本が竹島を基線に線引きしたことから、韓国も竹島と島根県隠岐島間に中間線を引くとみられ、対立が再燃しそうである。中国は同年五月一五日海洋法条約を批准したが、境界線に関しては大陸沿岸の一部と南シナ海の西沙諸島のみで、尖閣諸島、台湾、南沙諸島その他の海域の境界線に関しては、「引き続き行なう」として将来に持ち越された。日本をはじめ

め領土問題で係争中の東南アジア諸国への配慮ととることができるとは、「引き続き行なう」とは「実効支配した時」と解釈することができるから、その時には尖閣諸島を基線として中国の境界線を引くことになる可能性が高い。海洋法条約の批准により、中国の管轄海域はこれまでの約三三万平方キロメートルから約三〇〇万平方キロメートルへと八倍に拡大すると主張しているから、中国が尖閣諸島はもとより南沙諸島、台湾とその付属諸島をそのなかに含めていることは明らかである。またそれより先の九五年一二月の海洋法条約批准に関する日中実務者協議、九六年四月の同条約の批准に伴う漁業問題に関する日中非公式協議で、中国は尖閣諸島の領有権、大陸棚の主権的権利を主張し、双方の話し合いは平行線のままになっており、境界線画定の難しさを改めて確認させた。

中国の海洋法条約の批准・発効を契機に、東南アジア諸国も同条約を批准すると考えられるから、今後領有権問題は中国の周辺海域全体に広がって行く可能性が大きい。それとともに中国と周辺諸国との政治交渉が本格化すると考えられる。条約の批准提案を説明した李肇星外務次官は、「条約の批准はわが国の海洋権益保護と管轄権拡大に寄与する」と指摘し、東シナ海や南シナ海の境界線や大陸棚に関する規定などを、今後対策として講じるべき懸案事項としてあげている。それ故東南アジア諸国と係争中の南沙諸島、尖閣諸島などの領有権問題が絡んで、海洋権益をめぐる紛争の拡大が予想される。国連海洋法条約は「諸国民の平和、安全、協力および友好関係の強化に貢献し」、「世界のすべての人民の経済的社会的発展を促進する」(まえがき)ことを目的として制定されたが、中国周辺の海域においては、その目的と相反する事態が生まれる恐れがある。

二 一貫している中国の海洋戦略

日本政府はこれまで国家の主権に関わる領土問題を厄介な問題であるとして先送りし、問題が起きるとその国との友好関係が重要であるとの理由から領土問題の解決を避けてきた。これに対して、中国は早くから国家戦略として一貫して海洋戦略を推進し、中国周辺の海域に積極的に進出してきている。

中国の海洋に対する関心は想像以上に早く、かつ具体的な行動を伴っている。一九七四年一月、中国は小規模とはいえ海空軍力を投入して、当時南ヴェトナムの支配下にあった南シナ海・西沙諸島のいくつかの島嶼を占領して、同諸島を完全に支配した。それとともに中国は同諸島の軍事基地化を進め、南シナ海支配の拠点とした。八八年までに主島・永興島に長さ二六〇〇メートルの本格的な滑走路が建設され、さらに五〇〇〇トン級の海軍艦艇が停泊できる埠頭が建設されているとみられた。なお中国は早くから考古学者を派遣して、西沙諸島の発掘を行い、漢や唐の時代の陶器や銭などが出土したことを以て、その時代から中国人が生活していたから、中国の「古来からの領土」であると主張して、西沙諸島領有権の歴史的根拠としている。後に南沙諸島でも同様のことを行なっている。

八〇年代に入ると、中国海軍の艦艇部隊が南沙諸島海域に展開するようになり、その援護の下で、國務院国家海洋局の海洋調査船が南沙諸島海域の調査活動を実施した。そして八八年早々から艦艇部隊に守られた海軍陸戦隊が、ヴェトナム南部沖合の海域の六カ所のサンゴ礁に上陸して占領し、「中

華人民共和国」の領土標識を建設するとともに、「高脚屋」と呼ばれる竹とアンペラで作られた掘って小屋を建て、ついで八角形の組み立て式の半永久建築物を作り、さらに鉄筋コンクリート製の永久施設を建設した。この間わずかに数年であった。

さらに九五年早々中国は、フィリピンが領土であると主張しているバラワン島西方海域のミスチーフ礁（中国名は美濟礁）に五棟の八角形の組み立て式の半永久建築物を建設した。フィリピン政府の抗議に対して、中国政府は漁民の避難施設であり、かつ中国の地方政府が建てたと説明したが、中国海軍が建設し、中国政府が承知していることはほとんど間違いなかった。いずれ鉄筋コンクリート製の永久施設が建設されるであらう。

八二年八月開催された中共第一四回大会で、鄧小平により海軍司令員に抜擢された劉華清（現在中央軍事委員会副主席として江沢民主席の後見人、事実上の中国軍の最高指導者）は、就任後まもなく中国海軍の任務は大陸周辺の海域を守ることであることを明らかにし、その海域は約三〇〇万平方キロメートル、中国大陸陸地面積の約三分の一に相当することを強調した。では周辺海域への進出の目的は何か。

中国は周辺海域を支配することにより、その海域に所在する生物資源・非生物資源、とりわけ海底石油資源の開発・利用を意図している。中国は鄧小平政権が断行した経済改革・対外開放により著しい経済成長を遂げた結果、エネルギーの逼迫を招き、とりわけ石油生産は需要に追い付かないところから、石油輸出国から石油輸入国に転じつつある。それ故中国にとって大陸周辺の海底石油資源の開発は緊急の課題であり、さらに中東の石油に対しても強い関心を示している。この海域、とくに南シ

ナ海は交通・軍事戦略の要衝であり、直接戦争という手段によらなくても、シーレーンを脅かすこと
によって日本、台湾、韓国、東南アジア諸国に打撃を加えることができる。さらにこれらの海域を支
配することによって、中国はその周辺諸国に影響力を及ぼし、将来インド洋、太平洋に進出すること
も可能となる。

そして中国海軍の指導者あるいは関連文献を総合すると、中国海軍は今世紀末から来世紀初頭にか
けて、中国大陸周辺の海域で局地戦争が起きる可能性があるかとみている。それはどのような戦争であ
ろうか。最もありうる戦争は周辺海域の領域の画定、海域に所在する島嶼の帰属、大陸棚の帰属、排
他的経済水域の設定、および排他的経済水域・大陸棚に所在する生物資源・非生物資源の開発・利
用・保護に関して生起する紛争であろう。

中国の南シナ海進出はこの国家戦略に基づいて遂行されていることがわかる。そして中国政府は、
南シナ海島嶼の領有権問題、排他的経済水域・大陸棚の境界線の画定問題、資源の開発・利用問題な
どに関して、話し合いによる共同開発・平和解決を主張しているが、それは中国が軍事力を行使して、
南シナ海の実効支配を固めたが故に、主張しているのであり、かつ主張できるのである。中国は一方
で領土問題の棚上げ、海底資源の共同開発を主張しながら、他方で海軍力の成長とともに実力を行使
している。中国の主張する共同開発とは、南シナ海の島嶼は中国の領土であり、それ故同海域の経済
水域の管轄権および大陸棚の主権的権利は中国にあるとの立場を前提にしている。換言すれば他の沿
岸諸国に主権的権利あるいは管轄権はないのである。同じ共同開発・平和解決といっても、他の沿岸
諸国が主張する立場とは自ずから意味が異なっているのである。沿岸諸国が「中国の脅威」に不安を

抱き、また将来における領有権問題および排他的経済水域・大陸棚に関する交渉に備えて、軍事力の強化・近代化に奔走するのは当然であろう。

三 東シナ海における中国の活動

南シナ海の支配が着実に進展して行くなかで、中国の次の関心が東シナ海であろうことは、必然的に考えられた。著者は一九八〇年代の終わり頃から、九〇年代後半から来世紀にかけて、中国は東シナ海に進出して来るであろうと予想して、わが国の政府・国民が関心を示すことを願ってきた。現実には中国の東シナ海大陸棚石油開発に対する関心は早く、八〇年代に入るとともに、大陸棚の日中間線の中国側海域で、中国による石油の試掘が継続的に遂行されており、このままの状態が続くと、中国の石油開発は遠からず中間線を越えて日本側海域に入っていくことが心配された。それに対して、わが国政府の関係省庁から、わが国と中国との関係は友好的であり、そのような心配は杞憂にすぎない、寝た子を起すようなことはしない方がよい、とたしなめられたことが一度ならずあった。しかしながら著者の心配は杞憂ではなく、残念ながら現実となりつつある。

九五年五月中旬から六月初頭にかけて、東シナ海のが国南西諸島の奄美大島から尖閣諸島にかけての近海で、中国の海洋調査船・向陽紅09号が、わが国の海上保安庁巡視船の警告を無視して海洋調査活動を行なった。また一二月初頭から中国の石油掘削リグ・勘探3号が東シナ海大陸棚より五七〇メートル日本側に入った海域に錨泊し、九六年二月中旬まで海上保安庁の中止要求にもかかわらず

業を続け、商業生産としての可能性はともかくとして、石油の試掘に成功するという出来事が起きた。さらに九六年の四月二四日から、中国の海洋調査船五隻が、沖繩本島と宮古島の間にある宮古海峡で水温分布や音の伝わり方など潜水艦の航行に必要な情報収集と考えられる作業を行ない、また同じ時沖繩本島の北方海域（九五年末から九六年初頭にかけて石油掘削リグ・勘探3号が錨泊した海域の南方海域）でフランスの海洋調査船一隻が海底地質調査と推定される作業を行なった。海上保安庁の中止要求で、フランスの海洋調査船は作業を中止して中国側海域に移動したが、中国船五隻は航行目的について明確に回答することなく作業を続けた。中国側が明らかにしたところでは、中国とフランスの海洋調査船は、東シナ海の共同調査として計画され実施された。フランスの海洋調査船はその後台湾の海洋調査船と、わが国の与那国島と台湾との間の海域の共同調査を行なった。

東シナ海が「中国の海」となりつつある実態を示した出来事は、九六年六月二日中国の海洋調査船・奮闘7号の行動であつた。ケーブルを引きながら、日中中間線を越えて日本側海域に入ってきた奮闘7号は、航行目的を質問した海上保安庁の巡視船に対して、「目的は資源調査。調査海域は北緯二八度一五分、東経一二五度付近。中国政府の許可で活動している」と回答した。「明確に日本側に位置している」（海上保安庁）海域での日本の管轄権を真つ向から否定する回答であつた。わが国の外務省は中国側に抗議したが、「関係機関に照会する」と中国外交部は回答したままで、返事はなかつた。

「中国側が日本側の申し入れにきちんと対応してくれればよいのだが、何をやっているのか、わからないところに問題がある」と、日本政府関係者は国際ルールに従わない中国に困惑を深めている。し